境内地（境内建物）証明願について

1. 申請用紙

境内地（境内建物）証明願 2通

1. 添付書類 各 1通

(1)図書、写真等施設に関する書類

・実測図、境内内図面、境内内建物配置図、境内建物平面図

・写真（建物の場合には、その外観及び内部）

・付近の見取り図 など

・農地転用許可証の写し

(2)土地（建物）の自己の所有を表す書類

・土地（建物）の売買契約書及び売主の登記簿謄本

・建物の請負契約書及び建築確認書

・土地（建物）の寄付証書及び寄付者の登記簿謄本 など

(3)規則で定めた手続を経たことを証する書類

・責任役員会議事録

・その他の議決（総代会など）の同意書及び議事録

・包括宗教団体の承認書

・公告の写し、公告証明書、手段や公告したことを判別できる写真 など

(4)文部科学大臣又は他の都道府県知事の認証を受けている法人

・法人規則謄本

・法人登記簿謄本

(5)その他

事例によっては、上記のほかに添付を求める書類もあります。

注１ 上記 2 の添付書類については、考えられる書類を例示したものであり、当該法人の規則や個別の事例などにより、不必要となる場合や別に書類が必要となる場合がある。

1. 代表役員の印鑑は、宗教法人の代表役員の印鑑として法務局（登記所）に提出してあるものを使用すること。
2. 物件の表示は、不動産登記簿記載のとおりとすること。
3. 証明願の末尾には、証明文を記載するために必要な余白（6cm 以上）を設けること。
4. 写しを添付書類とする場合は、代表役員の原本証明を付すこと。
5. 添付書類について、詳しくは県に確認すること。

■原本証明について

責任役員その他規則で定める機関の議事録、土地（建物）の売買契約書など原本を 1 部のみ作成・保有するような書類については、その写し（コピー）を提出していただくことになりますが、この場合、その余白に原本と相違ない旨の証明が必要です（このことを「原本証明」といいます。）。

※ 原本を 2部作成し、その副本を提出する場合には、この原本証明は不要です。

※

原本証明

の

例

（

議事録

の

写

し

（

コピー

）

の

場合

）

（

議事録

の

写

し

（

コピー

）

）

（

一番下

の

余白

に

次

の

文言

を

加

えてください

）

。

この

議事録

の

写

しは

、

原本

と

相違

ありません

。

令和

年

月

日

（

←

証明

した

日

の

日付

）

宗教法人

「

○○○

」

（

←

宗教法人名

）

代表役員

○○○○

（

←

代表役員氏名を記入

）